

**第3回 草津市歴史文化基本構想策定委員会
議事録**

- 1 日時：平成30年10月24日（水）10:00～12:00
 2 場所：草津市役所6階 教育委員会室
 3 出席者：

区分・分野	氏名	所属・役職／分野	備考	
学識経験を有する者	景観・歴史地理学	金田 章裕	京都大学名誉教授	委員長
	歴史学	岩崎 奈緒子	京都大学総合博物館館長	副委員長
	建築学	富島 義幸	京都大学教授	(欠席)
	考古学・史跡整備	中井 均	滋賀県立大学教授	(欠席)
	美術工芸	高梨 純次	元滋賀県立近代美術館学芸課長	
公募市民	片山 惠泉	市民代表		
	麻植 美弥子	市民代表		
その他教育委員会が必要と認める者	まちづくり	岸本 修一	草津市まちづくり協議会（老上西）	

事務局：草津市教育委員会教育長 川那邊正
 草津市教育委員会教育部専門理事（歴史文化担当） 八杉淳
 草津市教育委員会文化財保護課課長 藤居朗
 草津市教育委員会文化財保護課係長 小宮猛幸
 草津市教育委員会文化財保護課主任 福田由美子
 草津市教育委員会文化財保護課主任 田中雪樹野
 草津市教育委員会文化財保護課主事 馬場将史

オブザーバー：滋賀県教育委員会文化財保護課城郭調査係主幹 仲川靖
 株式会社スペースビジョン研究所代表取締役 宮前洋一
 株式会社スペースビジョン研究所研究員 村上しほり

4 資料：

- ・次第
- ・前回の策定委員会の指摘事項の修正（第1章から第4章）
- ・第5章・第6章の審議事項について
- ・資料1 草津市歴史文化基本構想（素案）：第1～6章
- ・別添資料① 第2回草津市歴史文化基本構想策定委員会会議録
- ・別添資料② 草津市歴史文化基本構想策定に向けた第2回ワークショップ開催報告
- ・別添資料③ 草津市歴史文化基本構想策定に向けた第3回ワークショップ開催報告

5 議事

I 開会の挨拶

藤居課長（事務局）

定刻になりましたので、只今から第3回草津市歴史文化基本構想策定委員会を開催します。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。委員8名のうち、6名に出席いただき、草津市教育委員会附属機関運営規則第6条第1項に定める半数以上の出席があることから、当委員会が成立していることを報告させていただきます。

また、当委員会は公開としているため、傍聴が可能となっていることをご承知おきいただきたいと思えます。

それでは、開会にあたり、草津市教育委員会教育長の川那邊よりご挨拶申し上げます。

川那邊教育長（事務局）

第3回草津市歴史文化基本構想策定委員会の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、公私とも御多用の中、本委員会に御出席を賜わり、厚くお礼申し上げます。さて、8月21日に開催いたしました第2回の策定委員会では、章立てや本市の歴史文化に関します。テーマや関連文化財群の内容等、具体的な御議論を賜り、ありがとうございます。前回賜りました御意見については、事務局で検討のうえで、今回の議案に反映をさせていただきました。

本日は第3回目の開催で、前回に引き続き構想の具体的な内容につきましてご検討いただき、今回で構想最後の章となる第6章まで、ご審議を賜る予定です。限られた時間ではございますが、委員の皆様から活発な御議論を賜れるようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

藤居課長（事務局）

ありがとうございます。なお教育長はほかの公務がございますので、これで退席させていただきます。

それでは議事の1番目に移ります。草津市教育機関附属機関運営規則第5条2項に委員長は会議の議長となることを規定していますので、今後の進行は金田委員長にお願いします。

II 議題

金田委員長

本日は朝早くからご足労いただきありがとうございます。3回目ではございますが、引き続き検討事項が残っておりますのでご審議よろしく申し上げます。本日は議題に掲げられているように、第1章から第4章について前回の委員会の指摘事項を踏まえた修正を事務局でいただいた内容の検討と、第5章と第6章の検討が主要な議題です。よろしく申し上げます。

まずは、前回の意見を踏まえて修正された第1章から第4章について、事務局からご説明をお願いします。

(1) 第1章から第4章の修正点について

馬場主事（事務局）

第1章5頁においては「②文化財の所有者などの連携の推進」という表現の主語がわかりにくく、本文についても誰が誰との連携および推進を図ろうとしているのか、明確にすることとご指摘をいただきましたので、文中に出てくる「文化財主体者」という表現を「文化財の所有者やその保存・継承者」と改めました。また、前回のご議論を踏まえて、第1章4～6頁にあ

った「期待される効果」につきましては、全体として文章が分かりにくいとのご指摘があったので、率直な表現に変えて、第6章60～61頁に移動させていただきました。また、5頁と49～55頁、60頁に相当する「現状と課題」においては、情報発信の課題について意識的に述べた上で、それを受けた活動や施設の整備についての記述を全体の方向性として示すように修正をいたしました。

第2章11頁では「本市は琵琶湖の南辺に位置し」という記述がありましたが、位置として正確ではないため「南辺」から「東南」に修正しました。第2章12頁では、水系の項目の冒頭で琵琶湖の湖岸に接していることを述べて、その水面の変化によって災害を受けたこともあると記し、天井川が発達している話に続けて「なお、明治18年～」の被害についての記述を移動させました。第2章17～20頁の歴史の変遷の始まりを「古代以前」から「先史・古代」へと変更し、「中世」の一段落を「古代」の項目内に移動させました。「中世」の二段落の冒頭の「また、律令制下で、組織的な道路体系の整備が進むと、」を削除して、「東山道が通過する草津は～」から始めることとしました。「近代以後」を「近代・現代」と変更して、最後の部分を現代の生活・暮らしに繋げるように修正いたしました。

第4章29～30頁については、草津市の歴史的建造物の特徴は宮座制度とその拠点となる神社建築である、先日指定のあった神像も仏像に対比して具体的なものを入れてはどうか、漁業や農業、民具についても検討を期待するというご指摘がありましたので、記述を追加いたしました。また、第4章全体におきましては、ゾーンという言葉は不適切であるとのご指摘を受け、ゾーンという文言を削除し、メインテーマとサブテーマという位置づけで整理しました。27頁の表は関連文化財群とテーマが左右逆の方がわかりやすいというご指摘を受けて、修正いたしました。また、メインテーマとサブテーマを一つの枠から分けて示すように修正しました。

修正点のご説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

金田委員長

前回の指摘を受けて、ただいまご説明があったように修正したとのことですが、何かご指摘やご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

岩崎副委員長

事前にお送りいただいたものを拝読してきました。すっきりしてわかりやすいものになったという印象を持ちました。その前提の上で、気になった点をお伝えします。

7頁の表1として歴史文化基本構想が様々な施策と関わっていることを示されているのだと思いますが、6頁のポンチ絵に示された(1)から(13)までの計画との関係や、表1の意図が分かりにくく感じました。6頁の図や8～10頁の計画との関係があるのであれば、それを明示していただきたいと思います。

また、23頁に「既往調査一覧」の表があります。頑張って調査してきたがまだ課題があるということを示す部分かと思いますが、つい最近知り合いから草津の本陣の調査を文化庁からお金をもらいながらやっているという話を聞きましたので、課題がありながらも市として現在も取り組んでいるという文脈を記述に加えられればよいのではないかと思います。調査を進められている取り組みをアピールされることも大切だと思います。

金田委員長

いま岩崎先生からご指摘のあった本陣の調査については加筆していただければよいでしょう。6頁のポンチ絵と7ページの表の関係は、確かにどういう関係かわかりにくいですね。7頁

の表1は第5次草津市総合計画第3期基本計画との関係を示している、6頁の図は総合計画基本計画に関わらずに既存の関連施策との位置づけを示されているということですね。ここでいう「(1) 総合計画」は現在の「第5次草津市総合計画第3期基本計画」ということなのでしょう。その点もややわかりにくく感じますし、事務局でご検討ください。

麻植委員

私も関連して気になる場所があって、例えば、現在草津市が大切にしている「協働まちづくり」に関しても、6頁の「(11) 草津市協働まちづくり推進計画」が、7頁の表1ではどこに該当するのかが読み取りにくく感じました。各施策の担当課がどこかわかれば、市民から見た際の横のつながりがわかりやすくなるのではないのでしょうか。

岩崎副委員長

いまの件でわかりにくさをもう少し考えると、6頁の図の(1)～(13)が後のページで説明がないままに出てくることも一因かもしれません。図とともに、この図が示すことを概観する文章があると、唐突な印象はやや和らぐのかと思いました。

麻植委員

8～10頁の中では(3)ならば「目標8」の推進というように具体的に書かれているが、施策が挙げられている項目とそうではない項目に差があるので、できれば書きぶりを具体的に統一していただきたいと思いました。

岩崎副委員長

意地悪い見方をすると、6頁の図では「(1) 第5次草津市総合計画第3期基本計画」ありきの計画に見える一方で、下位に示されている(2)～(13)の計画の中には平成28年度よりも前から続いている計画もあるので、矛盾がないように修正したほうがよいでしょう。

小宮係長（事務局）

いまご指摘いただいた6頁の図と7頁の表1の関係が分かりにくいという件をご説明させていただきます。先ほど委員長が仰ったように、基本計画内でうたわれた各課の事業のうち、歴史文化に関わるものを整理したのが表1にあたります。麻植委員が分かりにくいと仰った図と表の関係については、表1の各課の主要事業の中ではより個別具体的な事業が細事業として進められていると聞いています。表では総合計画に挙げられている主要事業を取り上げました。

金田委員長

では、そういった説明を文章で追記していただくのがよいかと思います。表1のタイトルも含め、第5次草津市総合計画第3期基本計画の中で担当部局を定めて推進している施策と事業がこれである、といった示し方がされていけばわかりやすくなります。6頁の図についても、説明があればよいと思います。

他はいかがでしょうか。

片山委員

13頁の第2章1 草津市の概要についてですが、(1) 自然環境の「エ」 気候」について気になることがありました。「本市の年平均気温は14.3℃、彦根の14.4℃、大津の15.0℃に比してわずかに低くなっている」とありますが、気候は変動するものですから時点や何年現在という根拠を書いておいた方がよいと思いました。また「近年は、温暖化に起因するとされる夏季のゲリラ豪雨や大型台風の襲来が顕著となっております」と書かれていますが、年々増えていくかはデータとして不明であるように感じましたし、本市の場合は進行する都市化による気象災害の

影響が出てくる可能性もあるように思いました。その辺りは若干気になりました。

あと、15 頁の下から 4 行目「対岸の場港」は「対岸の石場港」ではないかと思えます。

金田委員長

年平均気温については片山委員のご指摘のように何年時点という記述を確認して追加してください。近年のゲリラ豪雨や大型台風については、実際に各地で文化財に対する大きな被害が出ていますし、具体的に書くわけではありませんからこの程度は触れておいてもよいかと思いました。

麻植委員

18 頁の中世の項目を修正されて分かりやすくなりました。その後半では湖上交通について書かれていて、船奉行であった芦浦観音寺がありますが、27 頁の表で全体を分かりやすく示されるなかで、湖上交通がどのように発展してきたかなどの具体的な記述や図示などを足すことはできませんか。

金田委員長

27 頁の表に「船奉行芦浦観音寺」と出てきますが、湖上交通に関する文言は確かに出てきませんね。入れるとすればどこが適切でしょうか。

小宮係長（事務局）

いま麻植委員よりご指摘のあった湖上交通についてですが、27 頁の表においては「(3) 街道の歴史文化」の中で「②草津を形づくる街道と港」として、交通のうちに含めております。

麻植委員

私も港があるのでここに相当するのかなとは思いましたが、中世の芦浦観音寺の湖上交通から街道の歴史文化にまたがって捉えるのは想像しにくいので、琵琶湖の上の交通などがイメージできるように書いていただけるといいように思いました。

金田委員長

「湖畔の港」という表現にするのはどうですか。湖であることを出して。

八杉専門理事（事務局）

先ほど麻植委員にご指摘いただいた 27 頁の表(2)と(3)に湖上交通がまたがっているという件につきましては、むしろ交通と芦浦観音寺そのものを分けたつもりでございます。

金田委員長

「(3) 街道の歴史文化」の「港」を琵琶湖水運の港であるという点で、少し強調していただければよいかと思えます。

小宮係長（事務局）

その件の補足としましては、39 頁から 40 頁にかけての「②草津を形づくる街道と港」の本文では湖上交通についても説明をさせていただいております。

岩崎副委員長

「湖畔の港」とするのがよろしいかと思えます。

金田委員長

湖上交通は時代によって大きく異なりますし、商品が動く港、人が動く港、漁業の港、軍の港とルートがそれぞれまったく異なって複雑ですから、ここでは琵琶湖の港であることを書くにとどめておいた方がよいですね。

麻植委員

別の箇所、31頁の表4-1の26～28の三つの神社については「風神を祭る」と書かれていて神様の名前が出てきませんが、滋賀県の湖上に面する神社の中で風神を祭っているのはこの草津の三つの神社だけであると思います。せつくなので風神の名前を明記するのはどうでしょうか。

高梨委員

神様は一柱なのかが気になります。国家神道になって合祀して複数になるはずなので、個別の神様の名前は具体的に出さないで「風神を祭る」とするに留めた方がよいかと思います。

八杉専門理事（事務局）

意図としては、志那神社、惣社神社、三大神社が風神に関わることを示すつもりで挙げております。指定登録など文化財としての価値があることについては具体的に書きますが、寺院も含めて個別の祭祀よりも、信仰そのものが歴史文化として価値があるという趣旨でこのように表記しております。

金田委員長

その方向で妥当ですし、自治体の姿勢としても適切だと思います。祭っている風神に興味のある方はもっと調べていただけないかと思います。

ほか、いかがでしょうか。

岸本委員

31頁の表4-1に35～41としてまちづくりセンターが上がっているが、文化財活用拠点はこれだけですか。

馬場主事（事務局）

まちづくりセンターについては、3つのテーマに関連するまちづくりセンターをそれぞれに振り分けていて、市内の全てのまちづくりセンターを挙げています。

八杉専門理事（事務局）

地域まちづくりセンターは市内に14ございます。メインテーマに関連した歴史資産がある地域のまちづくりセンターを、それぞれのテーマで挙げさせていただいていますが、14全てをこのように配するのがよいのかも含めて、ご指導いただけますでしょうか。

金田委員長

まちづくりセンターが遺跡などと同列に並んでいることに違和感があるというのは、以前にもご指摘がありました。個々の名前を挙げるよりは、関連まちづくりセンターが文化財活用拠点になるという表現があれば、十分ではないでしょうか。草津市としては、多数のまちづくりセンターを設置して様々な活動をされていて、全てのまちづくりセンターで同時に何かをするわけではないのですから、具体的な名前を避けた方がよいかと思います。

八杉専門理事（事務局）

たしかに、このように挙げることで必ずこれらのまちづくりセンターが取り組まなくてはならないという意図に見えてしまうのではないかという懸念もありました。

岸本委員

将来的にまちづくりセンターが文化財活用拠点として展開する可能性があるという表現であればよいが、この表の中に入れてしまうと、もう決まっていて動き出していることのように市民からは見えてしまうし、それは各センターの職員が困るのではないかと思います。

八杉専門理事（事務局）

「文化財活用拠点になり得る」や「展開の可能性はある」という表現にとどめて、表からは除くことに致します。

岩崎副委員長

30 頁の「③くらしと生業」の項目を新たに作られたことで、この項目に挙がっている遺跡が表 4-1 の中に挙がっていません。また、この表のサブテーマには「くらしと生業」がありません。おそらく表を作り損ねているのだと思いますが、32 頁の図にも反映されていません。同じことが 35 頁の「③信仰と暮らし」の図表への反映についても言えます。37 頁の図 4-18 の凡例「祭礼神事」は表 4-2 のサブテーマからはなくなっています。47 頁の図 4-30 の凡例は「草津を形づくる街道と港」ですね。本文の修正に図表を揃えるように、再度確認をお願いします。

金田委員長

ありがとうございます。本文の記述と表と図の用語を揃えて、本文の加筆部分も図表に加えるよう反映させるということですね。

八杉専門理事（事務局）

いまご指摘のあった点についてはもう一度しっかりと確認して修正いたします。「くらしと生業」や「信仰と暮らし」に関しては、後から追加した項目ということで未だ反映されていない箇所があるので、再度整合性をチェックすることにします。

金田委員長

よろしくをお願いします。他にありますか。

高梨委員

36 頁の表 4-2 について、12～19 に仏像の名前が挙がっている中で例えば 12 には「下物町観音堂に所在」と書かれていますが、この「所在」とはどういう意味ですか。下物町観音堂はたしか常教寺になっていると思いますし。「所在」という意味であれば 17 の志那神社の木像普賢菩薩坐像は琵琶湖文化館に動いていると思いますし、観音寺の仏像もほとんど琵琶湖文化館に所蔵されているはずですが、この「所在」という語をどう解釈するのか、些末な話ではありますが、ご確認いただけますか。

金田委員長

非常に重要なご指摘だと思います。

高梨委員

もしくは「所有」を言いたいのか、所在する場所を言いたいのか、という点で誤解が出てくるのではないかと思います。「所有」であれば「常教寺（下物町観音堂）」でいいと思うのです。重要文化財であれば所有者はすべて宗教法人の名前になっているはずですから。すべてを厳密に書くとなると大変だとは思いますが。

金田委員長

大変かもしれませんが、文化財の台帳のようなものはあるはずですから、それでしっかり確認をしていただきたいと思います。

高梨委員

所有者だけを示すのであれば 12 ならば「常教寺」とするのが妥当だと思いますね。

岩崎副委員長

表の項目を見ると「テーマとの関連性」とあるので、かつては観音堂にあったとかそういう

意味で書かれているのかとも思います。ただわかりにくいですね。現在どこにあるのかというのは文化財を把握する上では非常に重要なポイントになります。ですので、とても重要なお指摘だと思います。

八杉専門理事（事務局）

例えば名称を「芦浦観音寺 木造阿弥陀如来立像」として、テーマとの関連性には別の情報を入れるのか、現状のように名称は「木造阿弥陀如来立像」として、テーマとの関連性として所在や所有を入れるのかと考えた時に、どうすればよいでしょうか。

高梨委員

いま記されている内容は「テーマとの関連性」にはなっていないのが問題ですね。もしテーマとの関連性を書くのならば、12ならば「平安初期の古代木彫」のような内容が適切でしょうか。

金田委員長

あとは名称が「木造聖観音立像」とだけ書かれてもどこのものかわかりません。

高梨委員

ですから先ほど八杉専門理事が仰ったように、「浄教寺 木造聖観音立像」と書くのか「木造聖観音立像（浄教寺）」と書くのかだと思います。やはり所有者については「テーマとの関連性」の項目に置くよりも前に記載された方がよいのではないのでしょうか。

金田委員長

「名称」とすると文化財の正式な名称を書かなくてはなりませんね。

岸本委員

それなら表の「テーマとの関連性」の前にもう一列増やして「所有者」の情報を分けたいかがですか。

岩崎副委員長

それが分かりやすいように思いますね。

高梨委員

あえて言うならば「テーマとの関連性」の欄に「常教寺（下寺観音堂）」に続けて「現存する平安彫刻」などというのも一案かもしれませんね。表を細分化するかどうかは考えてみていただければよいですが、現在の書き方では誤解を招きやすいと思います。

金田委員長

この点はとても重要なので、文化財の名称と、関連するのが所在地なのか文化財そのものの性格なのかということを中心に表現できるような方法をご検討ください。立像の名前を並べるにしても、括弧書きでどの寺院や神社に関係するのかわかるように示すなど、工夫をして誤解を招かないようにしてください。

岩崎副委員長

あとは、いまのご指摘を伺って思ったこととして、せっかく文化財をリストアップするので、国指定や県指定といった文化財の指定登録の情報も、表中に具体的に示された方がよいと思います。記号でも構いません。そうすると、豊かさが目に見えてわかるようになるかと思いますが、22頁の「指定文化財の状況」は件数が並んでいますが、名称がないので、それを鑑みて、指定と未指定の文化財を把握しているということが伝わるように第4章の表の中に示されるのがよいかと思いますが。

麻植委員

いまのご意見と関連するのですが、写真とあわせて指定登録の情報も記載するとわかりやすいです。おそらくこの歴史資産は重要であるという見方で写真を載せられているのではないかと思いますので。

金田委員長

そうですね。歴史文化基本構想というのは、指定未指定に関わらず文化財を自治体としてどのように位置づけて保存活用していくかを示すのが主目的ですので、どれが指定で未指定なのかをわかるように整理していただける方がよいと思います。

八杉専門理事（事務局）

了解しました。指定未指定を表や写真に明記します。名称については指定時の名称とし、テーマとの関連性は本文とどのようにつながるかを含めて再度検討させていただきたいと思っています。

麻植委員

39頁の「草津を形づくる街道と港」についてですが、志那港や山田港や矢橋港がどの表に書いているかがよくわかりませんでした。第4章の図4-30に示すのか、第5章の歴史文化保存活用区域に表記してもらうのがよいのかはわかりませんが、港の位置がわかるようにしていただくとよいと思いました。

金田委員長

45頁の表には矢橋港がありますね。

八杉専門理事（事務局）

46頁の45に「近代山田港」があります。

高梨委員

46頁の48が「常夜灯（志那港）」とありますが、港として抜き出されてはいませんね。

岩崎副委員長

45頁の25は「志那閘門」ですね。志那港に分布としては4つほど見られますが。

小宮係長（事務局）

志那閘門については現在河川改修がなされており、門扉などは撤去されています。ただし、門扉があった場所の礎石と掘り込み跡などが残っていて、かつての志那閘門の姿を映した写真を載せた説明板地元の有志で作られました。現地へ行くと、昔の様子はある程度わかる状態になっています。

金田委員長

そうですか。「19 矢橋港」に「草津三湊の一」と書くのであれば、他の港も同様に上がっていてもいいように思いますね。

岸本委員

常夜灯があつて、港もあつてとすると数が多くなるのであれば、三湊を挙げて括弧書きなどで常夜灯を入れればよいのではないのでしょうか。

金田委員長

常夜灯は何らかの指定を受けていますか。

八杉専門理事（事務局）

文化財指定は受けていません。港に関する歴史資産の表記の仕方を検討いたします。

岸本委員

45 頁の表 4-3 が図 4-30 に分布として示されていることと思います。そうすると、矢橋港にいくつもの点が集中することになるよりも、矢橋港として括っておいてそれに関連して細部に何があるかを書かれたほうがわかりやすいです。25 志那閘門と 48 常夜灯（志那港）も別々に書くよりも志那港の歴史資産としたほうがいいかもしれません。

金田委員長

たしかに港で括るのはいいですね。志那閘門跡とすれば門がなくなったかどうかという詳細を書かなくてもよくなります。

岩崎副委員長

いまのお話を聞いて、港ごとで捉えるというのは、地域の面白さを伝えるいい方法だと思いました。ほぼ同じ場所にあるのだったら、あわせて見ようということになりますよね。

八杉専門理事（事務局）

では第 4 章の 3 つの表は、いまいただいたご指摘を踏まえて、関連文化財群もよりわかりやすく伝わるように構成を修正いたします。

金田委員長

よろしく申し上げます。

（2）第 5 章と第 6 章の素案について

金田委員長

2 つ目の議事である第 5 章と第 6 章の素案の検討に入りたいと思います。事務局からご説明をよろしく申し上げます。

馬場主事（事務局）

第 5 章では、第 4 章で定めた関連文化財群の 3 つのメインテーマおよびサブテーマにあわせて、歴史文化保存活用区域を定めています。歴史文化保存活用区域とは、指定・未指定に関わらず、様々な文化財が特定の立地に集まっている場合に、関連文化財群を核として、周辺環境を含めて文化的な空間を創出するための区域として定めるものです。

議案 2 頁および構想素案の 48 頁の表が関連文化財群のメインテーマと、テーマの核となる文化財、そして、対応する歴史文化保存活用区域を示したものです。素案の 49 頁以降に各々の保存活用区域の説明と、保存活用の基本方針を設定しています。保存活用区域の範囲につきましては、50 頁以降に各々範囲を示しており、3 つの保存活用区域全てを入れた図が 55 頁にございます。こちらを見ていただきますと、この区域が市域のほぼ全域を範囲としていることが分かるかと思います。

金田委員長

第 5 章では歴史文化保存活用区域というものを設定して、48 頁の表 5-1 のように、3 つの関連文化財群のメインテーマと中核となる文化財を定め、それぞれについて歴史文化保存活用区域を設定しているということですね。（2）信仰の歴史文化、（3）街道の歴史文化も 2 つの区域に分かれているため、色が異なるということですね。何かご質問ご意見はございますか。

岩崎副委員長

50 頁の図については、薄い区域と濃い区域のどちらかが分かりにくいです。

馬場主事（事務局）

歴史文化保存活用区域は薄い区域で、濃く示した丸は中核文化財にあたります。

岩崎副委員長

であれば、凡例があったほうがいいですね。また、48 頁の表の「歴史文化が対象とする区域」という項目は何でしょうか。「歴史文化保存活用区域」と単純に書けばいいと思います。

金田委員長

そのほうが章の目的がよく伝わりますね。

片山委員

この草津市全域を対象にするという構成自体は素晴らしいが、もう一つ草津市を特徴づけるものを挙げるとすれば「天井川の草津川の歴史、暮らしとのかかわり」にあると思います。現在、草津川が河川改修されているに利用されるようになっていますが、昔の人たちの営為の遺産として天井川の保存という観点は不要でしょうか。どう考えればいいのか教えていただけますでしょうか。

金田委員長

天井川そのものが歴史的経緯の結果であるというご指摘ですよね。もしそういった位置づけが必要であれば、水利を要する農業として(1)生産の歴史文化に入るのではないのでしょうか。

片山委員

将来的には防災に繋がる観点だと思っていて、人間が自然に手を加えた結果このようなことになったという子どもの学びの場として草津川の堤防は非常によいと思っています。

金田委員長

いかがでしょうか。(1)生産の歴史文化の「ものづくり文化保存活用区域」の範囲に草津市が入っているとは思いますが、天井川を入れることはどうでしょうか。

岩脇副委員長

第5章というのは今後草津市で重点的に施策に取り組む区域を定めるパートですので、天井川については第4章の関連文化財群の30頁に水の供給と農業について記述を追加して、リストに足されるとよいのではないかと思います。天井川というのは盲点でしたね。

麻植委員

いま天井川跡は「de 愛ひろば」というように草津川跡地公園として姿を変えてきているのですが、だからこそ残していくことがとても大切だと思いました。昔の天井川の姿を伝えるものは現地にないので、歴史文化として伝える姿勢で本構想などに記述しておくことが、これからの整備や活用にもつながると思います。

金田委員長

いまのご指摘と岩崎委員の提案を受けて、30頁「③くらしと生業」の要素として天井川の草津川についての記述を加筆し、表や第5章にも反映させるということでいかがでしょうか。

八杉専門理事（事務局）

天井川については姿としては分断されてきていますが、歴史を物語るものとしては草津マンボや、JRの明治22年のトンネルが残っていたりしますので、河川としての生産とのかかわりとあわせて、広重も描いていますように街道交通とのかかわりも含めて、2カ所に追加する方向で整理させていただきたいと思います。

岩崎副委員長

49頁の方向性②に「関係団体である各まちづくり協議会」と記されていますが、これと「まちづくりセンター」の語が混じっているので、関係団体と場にあたる両者の関係がわかりやす

く記述された方がいいと思います。

金田委員長

では、第6章に進めます。ご説明をお願いします。

馬場主事（事務局）

第6章では、草津市歴史文化基本構想の実現に向けた歴史文化の保存活用に関する基本方針、実現のための体制整備、本構想に期待される効果、実現に向けた取組みを記載しました。保存活用の基本方針として、56頁に(1)～(5)として、5つの基本方針を定めています。59頁からの実現に向けた体制設備として、実現に向けた考え方、文化財の継承を支援するための体制、他の制度・施策との連携、周辺自治体との連携体制と合わせ、前回の委員会にて議題としてご指摘のあった情報発信と公開施設について方針を記載しています。

60頁下段の期待される効果については、前回の策定委員会にて第1章から第6章に移動させてはどうかという意見がありましたので、こちらに移動させました。①～⑥の内容につきましても、表現が曖昧であるとの指摘を受け、全体の表現を事務局で検討しなおし、記載を改めています。

62頁の実現に向けた取組みでは、本構想の実現に向けた取組みのあり方とともに、3つの史跡を今後保存・活用していくための保存活用計画において定める事項と、62頁下段にイメージ図を示し、保存活用計画と歴史文化基本構想、および関連団体・関連施策と連携を図りながら、本構想の実現を目指すことを記載することを結びとしています。以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

片山委員

56頁の表記は「子ども」で61頁は「子供」となっています。「子ども」に統一をお願いします。

岩崎副委員長

62頁の「実現に向けた取組」において3つの史跡の保存活用計画策定が挙げられていますが、第5章で定めた歴史文化保存活用区域とのかかわりが不在のまともになっているのは、勿体ないように思います。

金田委員長

いまのご指摘をいただいて私も思いましたが、62頁の一番下の図においては、3つの史跡に重ねて5つの保存活用区域と一体化していることを表現したほうがよいと思います。そして、文章にも加筆していただきたいです。

岩崎副委員長

史跡の保存活用だけではなく、他の中核となる文化財も重点的に進めるものとして位置づけたほうが望ましいですね。

金田委員長

他にありますか。

麻植委員

構想の実現に向けての学校教育現場とのかかわりについては、56頁下部の「地域の伝統行事に関わる機会を増やすことで」とのみ書いてありますが、たとえば花踊りの保存会が学校に出向いて文化の継承に取り組んでいる例があります。地域に止まらない学校との連携を示していただく可能性もあるかと思います。また、57頁の(4)歴史資産の保存・活用の体制では

「地域の小中学校や高校」と書かれているのですが、もっと広く、たとえば幼児を連れておられる若い親御さんたちにも知っていただきたいと思いますし、設備の整備も継承のためには必要だと思います。

金田委員長

56 頁の記述が地域限定で学校教育とのリンクに言及されていない、57 頁は逆に学校教育の枠にとどまっているのでより広がりを持った表現が望ましいというご指摘ですね。この点も含めてご検討ください。他にありますか。

岩崎副委員長

活用について書く際には活用のみを進めるのではなく、先を見通した抑制的な姿勢の必要性も視野に入れて言及する必要があると思います。それをどこに記述すればよいかはわからないのですが、文化庁の助成金をいかに地域不在にならずに賢く使えるか、チェック機能への言及も必要だと思いますので、ご一考ください。

金田委員長

それは非常に大切なことだと思います。歴史資産はなくなってしまうと終わりなので「恒久的な保存」が非常に重要です。どこに記述するかを考えた際に、56 頁の 1 (1) 文化財周辺環境を含めた総合的な保存・活用に「④歴史資産の恒久的な保存・活用を図るものとする」と書いてありますので、これを「④歴史資産の恒久的な保存を図りつつ、適正な活用を図るものとする」と強める書き方をするのも一案ではないかと思います。もっといい表現もあると思いますので、ご検討ください。

では、充実した意見をいただきましたので、続きはまた次回にいたしましょう。事務局はこれを踏まえて、大いにご検討いただければと思います。

(3) その他：ワークショップ開催報告

馬場主事（事務局）

第 2 回ワークショップでは、常盤地区の文化財を見て回り、市民の皆様から見学した文化財等について意見をいただきました。この「受け継がれる中世のころ」と仮題を掲げておりますのは、本構想の第 4 章の「信仰の歴史文化」に対応する関連文化財群を指します。

見学後の意見交換では、参加者を 4 つの班に分け、付箋に意見を書き入れて模造紙のうえに張り付けて整理した後に、班ごとに代表者で発表を行いました。

見学した文化財については、草津市の中でも常盤地区は最も文化財が集中するエリアであると再認識した一方で、各々の文化財を知る機会が少ないという意見がありました。さらに、QR コードを利用した看板の整備や、散策コースの整備等、具体的な案の提示と、これだけの文化財があるのだから、常盤地区を先行事例とし、整備を進めてはどうかという提案もありました。

さらに、展示・公開等の施設の整備や、特産品として売り出せるような歴史資産の活用の必要性、文化財のうち吉田家住宅主屋等、常時公開をしていない文化財の情報発信方法、休憩場所や食事処の整備等、多岐にわたりアイデアを頂戴しました。

第 3 回ワークショップでは、「生産の歴史文化」の関連文化財群を見て回りました。歴史資産の中でも、当テーマでは国の史跡として指定されている瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡や木瓜原遺跡など、多くの埋蔵文化財をテーマの中に含んでおり、見学した文化財についても、現地を見ても当時の様子が想像しにくいことが課題として挙げられました。

課題を解決する方法として、AR などの技術や人感スピーカーを活用し、専門知識がなくとも

当時の様子が分かるような整備方法を検討してはどうかという意見が出ました。また、説明板などの整備を行う際には、関連する他の文化財も見て回りたくなるように、個々の文化財の説明に終始せず、他の文化財の紹介も盛り込むようにすれば、関連文化財群を一体として感じられるのではないかという意見もありました。

Ⅲ 閉会の挨拶

藤居課長（事務局）

本日はお忙しいところ、慎重なご審議と貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、専門理事である八杉からご挨拶を申し上げます。

八杉専門理事（事務局）

本日は、草津市歴史文化基本構想策定に係り、活発な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。策定委員会も残すところあと一回となりましたが、皆様に御審議をいただきまして、当構想も形になりつつあります。委員の皆様には引き続き忌憚のない御指導・御助言をいただきたく、お願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

藤居課長（事務局）

それではこれを持ちまして、第3回歴史文化構想策定委員会を終了いたします。本日もありがとうございました。